

## タックスヘイブン対策税制の実体基準・管理支配基準

企業が海外進出を検討する場合、国際税務の検討が非常に重要となります。主な国際税務の検討事項は、タックスヘイブン対策税制と移転価格税制になります。

今回は、その中からタックスヘイブン対策税制について、今後の実務の指針となる東京地方裁判所の判決の内容をお伝えいたします。

### 【1. タックスヘイブン対策税制とは】

タックスヘイブン対策税制とは、一定の場合、日本の親会社の外国子会社の所得に対しても日本の法人税を課すというものです。

この一定の場合とは、以下のすべてを満たす場合です。

- ① 外国子会社が租税負担率 20%以下の国にある。
- ② 親会社及び他の日本法人合わせて外国子会社株式の保有割合が 50%超である。
- ③ 親会社の外国子会社株式の保有割合が 10%超である。

ただし、この税制は税率が低い国を利用した租税回避行為を防止することを目的としていますので、外国の子会社が独立企業としての実体を備えている場合には、タックスヘイブン対策税制の適用はないこととされています。

実体を備えているかの判断は、以下の 4 つの基準をすべて満たしているか否かで判定します。

- ① 事業基準  
外国子会社の主たる事業が株式、著作権等の保有や船舶等の貸付でないこと。
- ② 実体基準  
外国子会社が、その所在する国に事務所、工場などの固定施設を有していること。
- ③ 管理支配基準  
外国子会社の所在する国で事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。
- ④ 所在地国基準又は非関連者基準
  - i 所在地国基準(卸売業、金融業、航空運送業等以外)  
事業を主として外国子会社の所在する国で行っていること。
  - ii 非関連者基準(卸売業、金融業、航空運送業等)  
事業を主として外国子会社の関連者以外との間で行っていること。

上記の 4 つの基準を満たしている場合には、その外国子会社は独立企業としての実体を備えていると判断されるためタックスヘイブン対策税制の適用はないのですが、具体的な判断が難しいという問題がありました。

この適用除外となる要件のうち、実体基準と管理支配基準に関し、平成 24 年 11 月に出た東京地方裁判所の判決が、今後の実務に参考となりますので、今回の News Topics でお伝えさせていただきます。

### 【2. 東京地方裁判所の判決の要旨】

〔事案の概要〕

シンガポールに子会社を有する卸売業を営む日本法人が課税当局により実体基準及び管理支配基準を満たしていないとして、タックスヘイブン対策税制を適用され課税されました。

〔実体基準の主な争点と結論〕

＜主な争点＞

シンガポール子会社が利用するレンタルオフィス及び倉庫等は実体基準を満たすのか？

＜結論＞

- 固定施設は自ら所有指定必要はなく賃借している場合も認められる。また、その規模は事業形態により異なることから、小さな事務所であっても認められる。
- したがって、本事案のレンタルオフィス及び倉庫等は、管理支配基準の要件である固定施設を有しているものと認められる。

〔管理支配基準の主な争点と結論〕

＜主な争点＞

複数の会社役員を兼務する子会社の現地取締役及び派遣を受けている従業員は管理支配基準の判断基準である「事業を行うために必要な常勤役員及び従業員」に該当するのか？

＜結論＞

- 現地取締役は複数の会社役員を兼務しているが、自身が事業内容について知識を有しており責任が持っていると判断した会社に限定し就任をしていることから、名目的な就任と判断できない。
- また、税務申告や経理、営業担当者の指揮監督等も行っているため、シンガポールに取締役を置いていなかったとは言えない。
- 従業員については、直接雇用する必要はなく、派遣を受けている場合も含むと考えられるので、派遣を受けている従業員でも管理支配基準を満たす。

### 【3. まとめ】

実際の裁判では、契約書の記載内容が不明瞭であったためレンタルオフィスの賃貸等の事実があったと言えるのか否かが争点となっていました。実務的には不明確であったタックスヘイブン対策税制の適用除外の要件に関して、レンタルオフィスや派遣社員の考え方が明文化されたことが大きなインパクトとなる判決となりました。

お問い合わせ先	(株)ディープインパクト(海外進出部門担当者)
電話番号	03(3262)1307
メール	<a href="mailto:info@deepimpact.co.jp">info@deepimpact.co.jp</a>

掲載している情報に関して、当社は細心の注意を払っておりますが、掲載した情報に誤りがあった場合や、第三者によりデータの改ざん、データダウンロード等によって生じた障害等に関し、事由の如何を問わずに一切責任を負うものではありません。